

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし



毎年3月1日～7日は「春季全国火災予防運動」の期間です。春先は空気の乾燥や強風などにより、火災が起こりやすい季節です。この機会に家庭の防火対策を見直しましょう。

住宅用火災警報器は設置されていますか

火災の発生にいち早く気付き、速やかに避難できるよう、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

住宅火災で亡くなる原因の多くが、火災に気付くのが遅れたことによる「逃げ遅れ」です。自分や家族の命を守るためにも住宅用火災警報器が正しく設置されているか確認しましょう。

交換時期に気を付けて

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の劣化や電池切れなどで煙や熱を感じなくなったり、故障しやすくなったりするので、定期的に点検しましょう。
また、点検した時に反応しない物や設置してから10年が経過した物は必ず交換しましょう。

「ないた消防キャンペーン」

防火や防災への関心を高めてもらうため、火災予防イベントを開催します。

日時=3月1日(日)午前10時～午後3時
会場=ユアエルム成田店1階センター

プラザほか

内容=ちびっこ消防車や災害時に使用する資器材の展示、消防音楽隊によるコンサート



ちびっこ消防車が出動

設置調査を実施します

消防職員が住宅用火災警報器の設置状況などの調査を実施しますので、皆さんのご協力をお願いします。訪問地区については、管轄の消防署に問い合わせてください。

なお、住宅用火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。消防職員が物品

※くわしくは予防課(☎20-1591)へ。
QRコード
市ホームページ

の販売を行なうことはありませんので、おかしいと思ったらすぐに消費生活センター(☎23-1161)へ相談してください。

火災予防条例が改正されます

たき火や火入れによる林野火災を防止するため、既存の「火災警報」に加え、新たに「林野火災警報」「林野火災注意報」が規定されました。警報発令時はたき火などが制限され、違反すると罰金などが科される場合があります。発令時は、たき火などの火の使用を控えてください。詳細は市ホームページで確認してください。